



# 島根県報

平成21年 1 月 30 日 (金)

号外 第 1 0 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【訓 令】**

島根県公文書管理規程の一部改正 (総 務 課) 2

**【公企規程】**

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程 3

**【病院局規程】**

島根県病院局事務処理規程の一部を改正する規程 3

**【議会告示】**

島根県議会議事局規程の一部改正 4

**訓 令**

## 島根県訓令第1号

本 庁  
地方機関

島根県公文書管理規程（平成13年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成21年 1 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

目次中「作成」の次に「、合議」を加え、「第50条」を「第51条」に、「第51条―第54条」を「第52条―第55条」に、「第55条・第56条」を「第56条・第57条」に改める。

第8条第1項中「、総合行政ネットワーク文書交換システムによる公文書送受信取扱要領（平成14年7月26日付け総発第24号総務課長通知）に規定するもののほか」を削る。

第10条第2項中「必要事項」を「必要な事項」に改める。

第13条第3項中「、紙文書により起案する場合は」を削り、同条第4項を削り、同条第5項中「紙文書により起案する場合であって」を削り、同項を同条第4項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「及び第4項」を削り、同項を同条第5項とする。

第17条第2項ただし書を削る。

第18条第1項第3号中「、不服申立て」を「及び不服申立て」に改める。

第20条第1項中「紙文書による」を削り、同条第2項を削る。

第22条第1項中「第17条」を「第13条」に改める。

第25条中「朱書きして行るか又は電子供覧（システムの機能を利用して電子文書の供覧を行う方法をいう。以下同じ。）により」を「朱書きして」に改める。

第33条第1項第2号中「ファイルのうち電子決裁及び電子供覧の処理による電子文書が保存されているファイルを除き、」を削り、同条第2項中「収納するか又はシステムにより行う」を「収納して行う」に改める。

第34条中「から起算するもの」を削る。

「第2節 文書の作成及び施行」を「第2節 文書の作成、合議及び施行」に改める。

第56条中「規定」を「規程」に改め、同条を第57条とする。

第55条を第56条とする。

第54条中「主務課」を「第31条第3項中「主務課」」に改め、第3章第3節中同条を第55条とする。

第53条中「同規則」を「管理規則」に改め、同条を第54条とする。

第52条を第53条とする。

第51条第2項中「害虫」を「虫害」に改め、同条を第52条とする。

第50条中「第27条」を「第27条まで」に改め、「、合議」を削り、「第13条第5項」を「第13条第4項」に、「知事決裁に」を「知事決裁を」に、「第48条」を「第49条」に改め、第3章2節中同条を第51条とする。

第49条を第50条とし、第48条を第49条とする。

第47条の次に次の1条を加える。

（合議）

第48条 起案の内容が他の地方機関の分掌する事務に関係のある場合には、当該起案文書を関係地方機関に合議しなければならない。

2 前項の場合において、当該地方機関の長（専決権者がいる場合は、当該専決権者）の決裁を経てから関係地方機関に合議するものとする。

- 3 合議を受けた地方機関において、合議事項に異議があるときは、当該合議をした地方機関に協議して調整するものとする。

様式第14号中「第52条関係」を「第53条関係」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成21年2月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の島根県公文書管理規程第33条第2項（第54条において準用する場合を含む。）の規定によりシステムにより保存されているファイルの保存については、なお従前の例による。

## 島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県公営企業管理規程第2号

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

島根県企業局事務処理規程（昭和35年島根県電気事業者管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項第3号中「、紙文書により起案する場合は」を削り、同項第4号及び第5号を削り、同条第2項中「及び第4号」を削る。

第35条第1項中「紙文書による」を削り、同条第2項を削る。

第37条第2項ただし書を削る。

第39条の3中「朱書きして行うか又は電子供覧（システムの機能を利用して電子文書の供覧を行う方法をいう。以下同じ。）により」を「朱書して」に改める。

第46条第2項中「ファイルのうち電子決裁及び電子供覧の処理による電子文書が保存されているファイルを除き、」を削る。

#### 附 則

この規程は、平成21年2月2日から施行する。

## 島 根 県 病 院 局 規 程

### 島根県病院局管理規程第1号

島根県病院局事務処理規程（平成19年島根県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

平成21年1月30日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第38条第1項第3号中「紙文書により起案する場合であって」を削り、同項第4号中「、紙文書により起案する場合は」を削り、同項第5号及び第6号を削り、同条第2項中「及び第5号」を削る。

第45条中「朱書きして行うか又は電子供覧（システムの機能を利用して電子文書の供覧を行う方法をいう。以下同じ。）により」を「朱書して」に改める。

第50条第2項中「ファイルのうち電子決裁及び電子供覧の処理による電子文書が保存されているファイルを除き、」を削り、同条第4項中「収納するか又はシステムにより」を「収納して」に改める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年2月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の島根県病院局事務処理規程第50条第4項（第66条において準用する場合を含む。）の規定によりシステムにより保存されているファイルの保存については、なお従前の例による。

**議 会 告 示****島根県議会告示第1号**

島根県議会事務局規程（昭和42年島根県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成21年1月30日

島根県議会議長 森 山 健 一

第19条第1号中「又は電子文書（電磁的記録のうち、文書の体裁に関する情報を含めて磁気ディスク等に記録されているものをいう。）」を削る。

第20条中「行うか又は電子供覧（システムの機能を利用して電子文書の供覧を行う方法をいう。）により」を削る。

第27条第2項中「か又はシステムを利用して保管する」を削る。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年2月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の島根県議会事務局規程第27条第2項の規定によりシステムにより保存されているファイルの保存については、なお従前の例による。